

Koujimachi

令和
5年
3月
第200号

特集

江戸城跡を歩こう ～皇居東御苑～

- WEB写真コンテスト開催
- 新年賀詞交歓会開催
- 令和5年度 税制改正大綱



写真：汐見坂（皇居東御苑）

法人会キャラクター
けんたくん



江戸城跡を歩こう ～皇居東御苑～

「どうする家康」
放送中!



現在 NHK にて放送されている大河ドラマ「どうする家康」。
家康といえば 260 年にわたる長期政権の中心、江戸城が思い浮かべられるワン。
そこで私達の働く千代田区内にある江戸城跡の皇居東御苑を今回は紹介するワン。



江戸城の歴史

江戸城は、室町時代の武将・太田道灌によって築城されました。
それまで駿府を支配の拠点としていた家康でしたが、功績を認められ、関東に国替となり、江戸城に入城しました。家康が征夷大将軍に任ぜられた 1603 (慶長 8) 年に將軍家の居城としてふさわしい城とすべく、大改修工事が行われます。家康の代では終わらず、二代目秀忠、三代目家光に引き継がれます。大改修が始まってから約 33 年後の 1636 年 (寛永 13 年)、ようやく江戸城の全容が完成。江戸城は日本最大の規模を誇る、徳川幕府の権力を示すお城となったのです。

天守台



かつて天守閣の土台であった天守台。明暦の大火によって焼失した後は、天守台のみ再建されました。

皇居東御苑の花と緑

皇居東御苑は植物公園としての一面もある施設になっています。ウメやサクラからアジサイ、ツツジ、ハナショウブなど季節によってさまざまな花や緑を楽しむことができます。日本の中心といえるにぎやかな立地からは想像できない、自然豊かな空間が広がっています。

皇居東御苑内ではソメイヨシノやヤマザクラ、サトザクラなどが順に咲き、さまざまな品種が見られることから桜の名所としても有名です。

本丸跡



本丸は江戸城の中心だった場所。かつてここに表・中奥・大奥からなる本丸御殿がありました。

contents

特集

江戸城跡を歩こう
～皇居東御苑～

2-3

表紙 写真 紹介

けんたくんと行く!
麹町エリアの坂

Vol.11 「汐見坂」



9

■ WEB写真コンテスト、女性部会	4
■ 地区活動(平河永田地区会税務研修会)	5
■ 賀詞交歓会	5
■ 令和5年度税制改正大綱	6-7
■ 新入会員紹介	8
■ 会員企業紹介	9
■ 2023年新入社員研修会	10

■ 社会保険実務セミナー	10
■ メールアドレス登録のお願い	11
■ 税務署だより	11
■ 都税だより・区税だより	12
■ 麹町消防署だより・麹町警察署だより	13
■ 事務局だより	14
■ 広告	14-16

北桔橋門

6



天守や本丸御殿に近いこともあり、堀からの石垣は江戸城随一の高さを誇っていました。

平川門

9



大奥に最も近いので、奥女中の通用門としての機能のほか、罪人を運び出したことから「不浄門」の異名もありました。

諏訪の茶屋

8



明治45年に再建されたもので、当時の茶室風の建物として優雅な佇まいから、東御苑公開に当たり移設されました。

二の丸庭園

7



二の丸は將軍の隠居場所として使われていました。幾度の火災で焼失しましたが、庭園は絵図を元に復元されました。

当時のまま残る石垣も皇居東御苑の見どころだワン!

富士見櫓

3



江戸城の史跡として唯一残る三重櫓。天守閣が焼失した後は、「代用天守」として重要な役割を果たしてきました。

百人番所

2



江戸城最大の検問所として、常時100人が昼夜問わず警護にあたりました。この先は大名のみで入城となりました。

大手門

1



江戸城の正門であり、江戸城にあった92の門のうちもっとも厳重に警備されていたとされています。

2月上旬に訪れた際は天気も良くお散歩日和だったワン!
外国人観光客もいっぱい、思い思いに写真を撮っていたワン。
この機会にぜひ行ってみたいワン!



アクセス情報

最寄駅：大手町駅 / 竹橋駅 / 二重橋前(丸の内)駅

公開時間は時期によって異なりますので詳しくは宮内庁ホームページをご覧ください。



WEB写真コンテスト

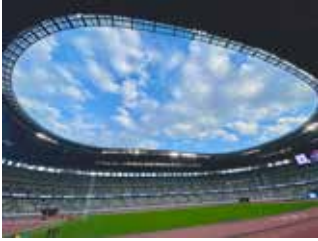
活動報告

広報委員会では、恒例の「写真コンテスト」を昨年秋に開催いたしました。全応募作品21点の応募があり、審査の結果、金賞1点、銀賞2点、銅賞3点、広報委員長賞1点が決定いたしました。



ホームページに全応募作品を掲載中だワン!

★
金賞



「国立競技場と秋空」
守屋 浩子氏

★
銀賞



「After 5」
福武 祐美子氏

★
銀賞



「晩秋の奥入瀬」
石井 学氏

★
銅賞



「ハロウィンとてんとう虫」
谷口 孝司氏

★
銅賞



「雪化粧の金閣寺」
林 敬太氏

★
銅賞



「夕暮れ」
福武 祐美子氏

★
広報委員長賞



「紀尾井町の八重桜」
中澤 輝久氏

女性部会

活動報告

東法連第一ブロック合同研修会・懇親会

日時 12月5日(月)

場所 東京大神宮及びマツヤサロン

神田・日本橋・京橋・芝法人会と共催によります合同研修会・懇親会を開催いたしました。第1部では東京大神宮へ参拝、第2部では宮司による東京大神宮の歴史の説明や宮司による「しめ縄」の

ワークショップがあり、最後には「神棚」のプレゼントがありました。第3部は東京大神宮のお隣にあるマツヤサロンにて、ほかの法人会の方々と名刺交換や部会活動に関して意見交換が行われました。



平河永田地区会

～WEBセミナー～ (平河永田地区会主催 協力 大同生命)

2023年10月1日からインボイス制度がスタートします!適格請求書発行事業者の登録申請は2023年3月31日までに登録申請を行う必要もあります。

制度のスタートに向けて準備していくなかで、疑問を

感じたり悩んだりするケースも多いのではないかと思います。ということで今回は、あらかじめ質問を承り、それに答えていく形で開催いたしました。

日時 12月15日(木)
15:00~16:00

講師 麴町税務署 法人課税第一部門
上席調査官 廣瀬 正之 氏

形式 ライブ配信
(ZOOMウェビナー)

演題 「インボイス制度の概要とよくある質問」



新年賀詞交歓会

日時 1月11日(水)

場所 日本工業倶楽部

麴町管内税務連絡協議会(納税協力7団体)による令和5年「新年賀詞交歓会」が日本工業倶楽部で盛大に開催されました。

司会者の開会の言葉で始まり、主催者代表 麴町法人会 出井会長の挨拶後、麴町税務署 芦田署長、東京都千代田都税事務所 三浦所長、千代田区 樋口区長らのご祝辞を頂戴して、東京小売酒販組合 荻原支部長か

らの、声高らかな乾杯の音頭で和やかに祝宴が開宴しました。各々がテーブルを囲み、会話に花が咲いておりましたが、やはり話題は新型コロナウイルスの話や、景気の話、お仕事の話が中心だったように見受けられました。中締めは麴町間税会 酒井会長のご発声で名残惜しい中、閉会となりました。



出井会長



芦田署長



三浦所長



樋口区長



酒井会長



集合写真



会場1



会場2

令和
5年

税制改正大綱

— 法人会の税制改正提言 —

～中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、
経営強化税制の2年延長、インボイス制度における各種特例措置など～

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスについては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法も改正され注目論点が多い年となっています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) オープンイノベーション促進税制の見直し

対象となる特定株式について、発行法人以外からの購入により取得して議決権の過半数を有することになる場合まで拡大されました。従来の払込みによる場合の上限額は引き下げられています。

	払込みによる取得	発行法人以外からの購入
投資金額の下限額	大企業 1 億円以上 中小企業 1 千万円以上 海外企業 5 億円以上	5 億円以上 海外企業は対象外
投資金額の上限額	50 億円	200 億円
特定事業活動の継続期間	3 年	5 年

(2) 研究開発税制の見直し

一般試験研究費の額にかかる税額控除制度については、下限を2%から1%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期限は3年間延長されます。試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上乗せの特例の適用期限は3年間延長されます。

中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。税額控除率の12%に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。

特別試験研究費に対する税額控除制度については、

- ①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。税額控除率は25%とされます。
- ②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含まれます。税額控除率は20%とされます。
- ③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が除外されます。

(3) 中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例期限は2年間延長されます。

(4) 中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランドリー等を利用した節税を除外して2年間延長されます。

(5) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特例

中小企業経営強化税制について、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）又は暗号資産マイニングを委託している場合などを除外して2年間延長されます。

相続税・贈与税関係

(1) 相続時精算課税制度についての見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、従来の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できるようになります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の課税価格に加算となる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の不動産について、災害等によって被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算となる価額は、贈与時の価額から被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

2024年分の贈与から適用されます。

(2) 生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が、3年以内から7年以内に変更されます。なお、3年以内に贈与された財産以外については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。

2024年以後贈与により取得する財産から適用されます。

(3) 教育資金贈与の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の変更を加えて、適用期限が3年間延長されます

- ①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、常に課税対象とされます。
- ②受贈者が30歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。
- ③教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。
2023年4月以後の教育資金について適用されます。

(4) 結婚・子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されることにした上で、適用期限が2年間延長されます。

2023年4月以後の贈与について適用されます。

所得税関係

(1) NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。

また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、新NISA制度は2024年からとなり、2023年中は旧制度の適用となります。概要を比較すると次の通りです。

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2042年まで	2023年まで	2024年から恒久化
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税投資可能額	800万円	600万円	1,800万円 (内成長投資枠1,200万円)
年間投資可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠120万円 成長投資枠240万円

ジュニアNISAは、2023年までで終了となります。

新NISA制度は18歳以上が利用できます。

(2)極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える部分について、所得税を課税する制度が創設されます。

基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額です。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額です。なお、基準所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額及びNISA制度で非課税となる額は含みません。

2025年から適用されます。

(3)エンジェル税制の改正

エンジェル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分については従来通りですが、株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設けた形です。

(4)特定中小会社設立時発行株式に関する控除制度

特定の中小会社の設立時に払い込んだ金額について、その取得をした年の株式の譲渡所得から控除できる制度が創設されます。また、その株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。エンジェル税制との選択適用となります。

(5)ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内に延長されます。

以後開始する対象会計年度から適用されます。

(2)外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上（現行は30%以上）である場合には適用が免除されることとなります。2024年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

(3)非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税所得については所得税を課さない取扱いが創設されます。

納税環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。

- ①過少申告加算税の軽減対象となる優良な電子帳簿の範囲について明確化されます。2024年1月以後に申告期限等が到来する国税に適用されます。
- ②スキヤナ保存制度について、解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件は廃止されます。記録事項の入力者等に関する確認要件が廃止されます。相互関連性要件については、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。2024年1月以後に保存が行われる国税関係書類に適用されます。
- ③電子取引について、判定期間における売上高が5千万円以下である保存義務者と電磁的記録の出力書面を用意し、かつ電磁的記録を行う者については、検索要件の全てを不要とします。2024年1月以後に行う電子取引について適用されます。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2024年以降の適切な時期を施行時期として、2027年度までに段階的に実施されます。

- ①法人税額に対し、税率4～4.5%の付加税を課することとされます。ただし、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。
- ②所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課することとし、一方で、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間が延長されます。
- ③たばこ税については、一本あたり3円の引上げが、段階的に実施されます。

消費税関係

(1)売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められます。つまり、売上税額の2割だけを納税することになります。

(2)1万円未満にはインボイスを不要とする特例

基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間の課税売上高5千万円以下である事業者が、インボイス制度導入後6年間の課税仕入について支払対価が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で税額控除を認められます。

(3)適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込み1万円未満の場合は、適格返還請求書の交付義務が免除されます。事実上、振込手数料分の値引きに対する特例です。

(4)登録申請書の提出期限の変更

2022年10月1日から登録したい場合に、2022年3月末までに申請が必要という取扱いが事実上なくなります。

国際課税

(1)グローバル・ミニマム課税への対応

特定多国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に対する法人税を課税する仕組みを創設します。2024年4月

★記事内容についてのお問合せは…

TIS 税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL : 03-5363-5958
FAX : 03-5363-5449
HP : <http://www.iida-office.jp/>



東京法人会連合

新入会員紹介

新しく会員になられた企業様をご紹介します。

株ウィロヴァリトキーヨー 大手町丸の内地区会

willo
valy
marriage

IBJ 日本結婚相談所連盟（会員数8万名超）正規加盟店「結婚相談所 willovaly marriage(ウィロヴァリトキーヨー)」を運営している会社です。お一人おひとりを大切に、優しさ・思いやり・愛を心から感じていただけるサポートで婚活を全力サポートします。



📍【本社】千代田区丸の内 3-2-2 丸の内二重橋ビル 3F / 【大手町神田サロン】東京都千代田区内神田 1-15-16-601
☎ 03-6826-9660 🌐 <https://willovaly.com/>

エクスプレス・タックス税理士法人 平河永田地区会

>EXPRESS<

弊社は、不動産オーナー様（アパマン、ビル、土地等のご所有者様）に対する不動産税務コンサルティング、相続対策を専門にした税理士事務所でございます。



📍 千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 6 階
☎ 03-3595-8221 🌐 <https://www.expresstax.co.jp/>

ルートリフ(株) 飯田橋・富士見地区会

Root Riff

IT インフラ全般に関するコンサルティング、設計、構築、トレーニング事業を展開



📍 千代田区飯田橋 2-8-1 工業教育会館 8 階
☎ 03-5244-5300 🌐 <https://rootriff.com/>

丸紅フォレストリンクス(株) 大手町丸の内地区会

Marubeni
Forest Link
丸紅フォレストリンクス株式会社

Sketch THE NEW STANDARD



📍 千代田区大手町 1 丁目 4 番 2 号
☎ 03-6268-5211 🌐 <https://www.marubeni-flx.com/>

株ウーダ・エナジー 番町地区会

OODA ENERGY

クリーンエネルギー設備を建設する事業者の業務サポート及び技術サポートを主としたサービスを提供しています。



📍 千代田区二番町 9-3
☎ 03-6914-8190 🌐 <https://www.ooda-energy.com>

株銀座誠友堂 有楽町日比谷地区会

業種：日本刀武具販売



📍 千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 2F
☎ 03-3558-8001 🌐 <https://www.seiyudo.com/>

栗林マリタイム(株) 大手町丸の内地区会

業種：海運

📍 千代田区大手町 2-2-1
☎ 03-5203-7974

株GTホームズ 番町地区会

業種：不動産

📍 千代田区二番町 9-3THEBASE 麹町 3 階

株エス・ペイロール 番町地区会

業種：専門サービス

📍 千代田区二番町 9-3THE HUB 麹町

株ヤジマ 飯田橋・富士見地区会

業種：醸造関連機材販売

📍 千代田区飯田橋 2-5-1

Jin(株) 番町地区会

業種：資産管理

📍 千代田区二番町 8-7 二番町パークフォレスト 1208

青木幸弘税理士事務所 菅外

業種：税理士事務所

📍 中央区日本橋小伝馬町 7-2 古賀オールビル 10 階

新入会員を募集中!

法人会をご存じない方、ご加入をご検討いただける方にお声がけをお願いいたします。事務局へご連絡いただけましたら、担当者が詳しい説明にお伺いいたします。

会員企業紹介

麴町法人会の会員企業様をピックアップしてご紹介します。

水を操る技術がある。
インダストリアルに開いたエンジニアリングで
 自然環境と社会を共に支えています。



ISHIGAKI
(株)石垣 大手町丸の内地区会


「信頼に技術で応える」を企業理念に水インフラと産業を支えるプラントエンジニアリング・メーカーです。脱水機、ろ過機、ポンプなど「水」を守り支える数多くの技術で、環境保全を通じて社会に貢献しています。




📍 東京都千代田区丸の内 1-6-5 丸の内北口ビルディング 22F
 ☎ 03-6848-7900 🌐 <https://www.ishigaki.co.jp/> **ISHIGAKI**

上乗せ労災保険 経営者保険
 雇用リスク サイバーリスク 取扱保険 生命保険
 商品・製品の自然災害補償 医療保険
 ガン保険

(株)インディ 有楽町日比谷地区会




インディは、これまで多種多様な業界のお客さまの経営や人生を保険を通じてお手伝いさせていただいております。保険の見直しなど、お気軽にお問い合わせください。



📍 東京都千代田区有楽町 1-6-3 日比谷額川ビル 9階
 ☎ 03-6550-8232 🌐 <https://indy-hoken.co.jp>

Yes, we can(認定経営革新等支援機関) 管外

YWCでは、主に「事業計画策定サポート」「創業支援」「補助金申請サポート」事業を展開しています。経営目標、経営者様の「想い=理念」の達成に一步一步近づいていくようパートナーとしてサポートをさせていただきます。お気軽にご相談ください。



📍 千代田区鍛冶町 1-10-6 BizSmart 707
 ✉ info@ningyocyo-ywc.jp
 🌐 <https://www.ningyocho-ywc.jp/>

イーグル司法書士事務所 番町地区会

業種: 司法書士業

📍 千代田区六番町 3-11 テシコ六番町ビル 3F

(株)岩田製作所 飯田橋・富士見地区会

業種: 金属製品

📍 千代田区飯田橋 4-6-9 ロックフィールドビル 3F

(株)インフォート・テクノロジー 平河永田地区会

業種: サービス業

📍 千代田区紀尾井町 3-12 紀尾井町ビル 14F

一ノ瀬和人税理士事務所 管外

業種: 税理士

📍 中央区新川 2-6-2 石橋ビル 301

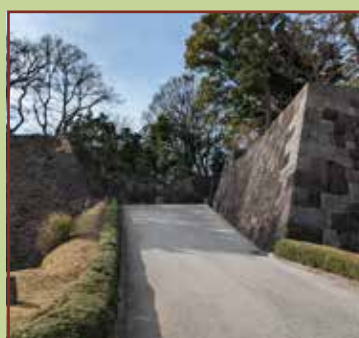
一心堂本舗(株) 麴町地区会

業種: 製造業

📍 千代田区麴町 2-4-11 麴町スクエアプラザ 9F

**会員企業紹介
記事募集中**

お問い合わせ
 麴町法人会 事務局
admin@koujimachi.or.jp



けんたくんと行く! ~麴町エリアの坂~

vol.11

汐見坂

海が見えたのは築城当初のわずかな時だけらしいワン

皇居東御苑にあり、江戸城の本丸と二の丸をつなぐ坂道です。
 徳川家康による江戸城築城の際には、こ

の坂の近くにまで日比谷入江が入り込み、この坂から海を眺めることができたのが「汐見」の由来です。



2023年 新入社員研修会 ～2日間コース～

開催予告



本研修では、ビジネスマナーの基礎を学びます。しっかりとしたビジネスマナーを学ぶことで、仕事スキルの未熟さを丁寧さで補える社員を目指します。身につけておいてもらいたい「明るい表情」と「元気な挨拶」から始まり、メールを含めたビジネス文章の書き方、来客対応、名刺交換、電話対応などのビジネスパーソンとしての基礎マナーを身につけます。

■ 日 程

4月18日(火)、19日(水)
【2日間コース】
10:00～16:00(60分休憩)

■ 会 場

都市センターホテル
千代田区平河町2-4-1

■ 対象者

新入社員、若手社員、
新社会人
定員30名様

■ 講 師



大妻女子大学・大妻女子大学短期大学
キャリア教育センター 特任講師
澤田 裕美氏

■ 受講料(お一人様あたり)

会員 ¥10,000-
非会員 ¥15,000-

※当日会場で承ります。

※上記金額には、テキスト(書籍)、飲物(研修会中)、
昼食2日間(ホテルのレストラン)が含まれています。

■ 申込方法

admin@koujimachi.or.jp

タイトルに「新入社員研修会の申込み」、本文に「法人名」「氏名」「部署名」「年齢」「電話番号」を明記の上、高橋までメールをお願いします。

※定員を超えるお申込みがあり受講できない場合にはご連絡いたします。

お申込締切日:4月4日まで

社会保険実務セミナー

開催予告

実務担当者に必要な社会保険の基礎知識を解説!

健康保険や厚生年金保険に加入しているけれど、その仕組みや給付の内容をきちんと理解していますか?



当講座では健康保険・介護保険・厚生年金保険を中心とした社会保険の基礎知識を学び、従業員の採用時から退職時まで、会社が行う社会保険の各種手続きや給付申請等、わかりやすく解説していきます。社会保険制度の内容は多岐にわたり、基本的な手続きでも把握しておかなければならない知識や手続きは沢山ありますが、「基本以外のよくある例外」も多く存在するのが実状です。本セミナーでは、「基本的な社会保険制度については分かるけど、よくあるこの場合はどうするの?」という疑問を解決します。「あるある」な手続きに関する実務を、演習を交えて学び、社員からのあらゆる質問に対応できる力を身につけます。

■ 日 程

令和5年

第 1 回 4月28日(金)

第 2 回 7月26日(水)

第 3 回 10月26日(木)

令和6年

第 4 回 1月24日(水)

■ 会 場

東京トラック事業健保会館
千代田区三番町14番地4

■ 講 師

社会保険労務士法人 ミライエ
代表社員
石上 慶氏

■ 資 料

当日配布(無料)

■ 参加費

会員 無料

非会員・一般 ¥1,000-

■ 申込方法



FAX : 03-3261-9428

admin@koujimachi.or.jp

タイトルに「社会保険実務セミナー申込み」本文に「法人名」「氏名」「電話番号」を明記の上、高橋までご連絡をお願いします。

メールアドレス登録のお願い

研修会や会員交流会等の有益情報を優先して配信いたします

当会では、会員企業の皆様へのサービスを一層充実し、従来以上にご利用いただけますように取り組みを進めております。

現在、当会からのご案内等は、書面にて送付またはFAXさせていただいておりますが、今後、緊急のご

案内や情報展開を、直接かつ適時に実施できる体制を整備いたしたく、業務ご多用の折、誠に恐縮に存じますがメールアドレスを下記の方法でご登録いただきますようお願い申し上げます。

メールアドレス登録方法【登録は何名様でも構いません】



タイトルに「メールアドレス登録」
本文に「法人名、氏名、役職、登録メールアドレス」を明記の上、
下記アドレスに、担当:高橋までメールをお願いします。

admin@koujimachi.or.jp

※ご登録いただいた事項や個人情報は、当会の事業運営上の照合並びに当会から各種連絡、情報提供等当会の事業の円滑な実施の目的のみに使用します。

事務局：高橋 忠道

☎ 03-3261-2282

税務署だより

information

令和5年10月から消費税インボイス制度が始まります。

消費税
インボイス
制度

登録を予定されている事業者の方へ

登録申請はお早めに！

登録申請手続は

かんたん・便利♪

e-Tax 景
をご利用ください!!



「e-Taxソフト(WEB版)」をご利用いただくと、
質問に回答していくことで申請が可能です。



e-Taxで申請した場合、
電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方は
スマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会や
オンラインでの説明会を
ご案内しております。

説明会
ページへ



特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ インボイスコールセンター

などをご案内しております。

制度について詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



地方税共通納税システムのお知らせ ～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

■ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。

point

税理士の方など代理人による納税手続きができます!!

■全国の自治体に一括電子納税

個人住民税(特別徴収分)や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。

point


納税事務の負担が軽減されます!!

取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税 ●事業所税
- 個人住民税(特別徴収分、退職所得分) ●都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割

詳細はホームページをご覧ください

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス 



エルタックス
イメージキャラクター
エルレンジャー

住民税の申告について

住民税(特別区民税・都民税)は、前年の所得に課税されます。昨年確定申告をしなかった方や、給与支払報告書の提出のなかった方、昨年中に転入された方に対しては、区から「住民税の申告書」をお送りしています。同封の「申告書の手引き」をご覧ください。令和5年3月15日(水)までに申告してください。

～便利・安心・簡単～

住民税の口座振替をご利用ください

口座振替は、納め忘れが防げ、納付の手間も省けます。簡単な手続きで、住民税の口座振替が可能となります。ぜひご利用ください。

※口座振替申込書が必要な方は、税務課までご連絡ください。出張所にも置いてあります。

千代田区納税案内センターからのご案内連絡

区は、特別区民税・都民税の納期限が過ぎても納付の確認ができない方への案内窓口として、千代田区納税案内センターを開設しています。

納期限を過ぎても納付の確認ができない方へ、同センターからお電話やSMSでご連絡をさせていただく場合があります。

振り込め詐欺やなりすまし詐欺にご注意ください。

税金は区が発行した納付書でお支払いください。千代田区納税案内センターは、区が委託した民間業者が業務を行っており、振込口座を指定したり現金自動預払機(ATM)での払込みを指示したりすることはありません。また、同センター従事者が直接現金を取り扱うこともありません。

お問い合わせ先

千代田区役所

税務課課税係(住民税の申告)
03-5211-4191・4192(直通)

税務課納税促進係(口座振替)
03-5211-4193(直通)

税務課特別整理係(納付相談)
03-5211-4195(直通)

3月1日(水)から3月7日(火)は
春の火災予防運動です!

麴町消防署では様々な行事を開催します。皆さまのご参加をお待ちしています!

<令和5年春の主な行事予定>

★ 消防演習及び火災予防コンサート(実施場所:霞が関コモンゲート)

- 日時 | 3月17日(金) 午前10時00分から10時30分まで(消防演習)
午後12時10分から12時40分まで(コンサート)
- 内容 | 消防演習及び東京消防庁音楽隊による火災予防コンサートを行います。

★ サクラ防災フェア(実施場所:日本武道館)

- 日時 | 3月27日(月)午前11時00分から午後1時00分まで
- 内容 | 消防演習及び防火防災体験(VR防災体験車、地震体験など)を行います。

※荒天、新型コロナウイルスの感染状況等により、行事を変更・中止する場合がありますのでご了承ください。



問合せ先

麴町消防署 予防課防火管理係



03-3264-0119

いざ 通報! 110番する前にチェック!

● こんなときこそ **110番**

強盗 	特殊詐欺 	児童への声掛け
ストーカー 	ひったくり 	交通事故

110番は緊急時のためのダイヤルです。
警察官にすぐに現場に駆けつけてほしい事件や事故のときに110番しましょう。

● こんな情報を伝えてください!

何が あったか	通報 何分前の ことか	場所 住所や目標 となる店舗や 建物、階数等	被害や 目撃の状況、 けが人の 有無	犯人に ついて 性別、人数、 年齢、服装や 逃走方向等
--------------------	----------------------------	--	---------------------------------------	---

● 緊急性のないときは#9110

犯罪や事故の発生には至っていないけれど、
お困りごとや不安に思うことなど警察に相談したいことがあるときには、
警察相談ダイヤル#9110をご利用ください。

不要・
不急な通報 約 **2割**

警視庁への
通報は1日平均 約 **4,500件!**

暴力回相談
家事相談
悪質商法相談

問い合わせ先

麴町警察署 防犯係



03-3234-0110
(内線2612)



移転・休廃業、その他 変更点が生じた場合は お早めにご連絡を！

WEBサイト内「会員名簿」について

麹町法人会WEBサイト上で、会員相互の交流を目的とした、会員専用ログインによる「会員名簿」の閲覧ができます。会社名とURLが掲載されています。

会員名簿にURL掲載希望の場合

麹町法人会Webサイト > 各種届出用紙 > WEBサイト「会員名簿」掲載情報
上記用紙に必要事項をご記入のうえ、FAXにてご返信ください。

口座振替サービス利用にご協力ください

2020年度年会費納付より、口座振替サービスを導入しました。お忙しい時期に金融機関に向く手間がなくなり、振込手数料のご負担もありません。事務局での管理作業および経費が軽減されます。ぜひご利用にご協力をお願いします。

申込手続き

麹町法人会Webサイト > 各種届出用紙 > 「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」
上記用紙をダウンロードし、必要事項をご記入いただき、金融機関届け出印を捺印のうえ、本会事務局へ郵送してください。

広告記事大募集！

当会情報誌に広告を掲載しませんか？
1回のみでの掲載も大歓迎！
1,600社近くの会員様へPRできます！

発行部数 約1,600部
発刊月 年4回(1月・3月・6月・9月)

◎原稿締切日 発刊月の前々月20日迄
(11月・1月・4月・7月)
◎応募先 admin@koujimachi.or.jp
◎会報担当 高橋宛

会員企業様は「掲載料がお得」です

A4サイズ		会員	非会員
1ページ	裏表紙	30,000円(税込)	80,000円(税込)
1ページ	中ページ	15,000円(税込)	40,000円(税込)
1/2ページ	中ページ	10,000円(税込)	20,000円(税込)

※上記料金は、1回あたりの掲載料です



izumi-kaikei

いずみ会計事務所では
公益法人(社団法人、財団法人)
NPO法人、任意団体の会計や
税務の御相談を受け付けています！

税理士・内部監査士 浦田泉

① いずみ会計事務所 (浦田泉税理士事務所)

① いずみ会計コンサルティング株式会社

〒102-0084 東京都千代田区二番町1-2 番町ハイム737号室

TEL 03-5210-2511 FAX 03-5210-2513

E-Mail info@izumi-kaikei.com

[いずみ会計事務所の「ためになるブログ」 Season2]

<http://www.izumi-kaikei.info/>

[公益法人専門の税理士 (いずみ会計事務所・税理士浦田泉)]

<http://ameblo.jp/izumikaikei/>

[NPO法人を応援する税理士 浦田 泉のブログ]

<http://ameblo.jp/izumikaikeinpo/>

[いずみ会計事務所 facebook]

<https://www.facebook.com/izumikaikei>

[公益法人専門の総合相談室 facebook]

<https://www.facebook.com/koueki.kaikei>

■いずみ会計事務所ウェブサイト

<http://izumi-kaikei.com/>

■公益法人会計.com

<http://koueki-kaikei.com/>



一般財団法人全日本労働福祉協会

九段クリニック

九段クリニックは、初期治療から専門医まで幅広い診療科と、最新かつ迅速な検査体制を備えたクリニックです。早期発見・診断から早期治療・予防までの一連の医療を限りなくご提供します。



TEL 03-3222-0071

住所 東京都千代田区九段北 1-9-5

受付 月～土 8:30～17:15 ※土は 12:30 まで。日祝休診

アクセス ■地下鉄東西線・半蔵門線・都営新宿線「九段下駅」より徒歩4分
■JR線「飯田橋駅」より徒歩7分。

URL <http://www.kudanclinic.com/>

地下鉄「九段下駅」より徒歩4分、JR線「飯田橋駅」より徒歩7分と交通のアクセスも抜群です。

当院では人間ドック・生活習慣病健診をはじめ、各種専門ドックなど様々なコースをご用意しております。

また、オプション検査も豊富にございますので健診予約時にお申し出下さい。



体を守る天与のメカニズム、 「免疫」を利用したがん治療。

がんになってもいきいきと生きるためのがん治療を追求した結果、たどりついたのが多価樹状細胞ワクチンなどの免疫細胞療法です。

もし今、がんの症状やがん治療にお悩みなら、当クリニックの扉をたたいてみてください。何か新しい道をご提案できるかもしれません。

[診療例]多価樹状細胞ワクチン(使用ペプチド4種類まで)と活性NK細胞療法の併用療法
※2週間毎に1回投与。5回投与で1クールとなります。
※1回投与55万円(税込)。健康保険適用外の診療のため全額自己負担となります。
※患者さま自身の免疫細胞と免疫システムを利用するため、副作用はほとんどありません。



無料でご相談をお受けしています。(ご予約制)

保有する多価樹状細胞ワクチンの製造技術は
日米欧連の12ヵ国(都市)で特許を取得。

HMF 東京キヤンサークリニック

東京都千代田区飯田橋一丁目3番2号 曙杉館ビル9階

TEL. 03(6380)8031 / FAX. 03(6380)8032

受付: 月～土 8:30～17:15 ※土は12:30まで。日祝休診

■地下鉄「九段下駅」東西線7番口より徒歩1分

■JR線「飯田橋駅」より徒歩7分



理事長 阿部 博幸

特許技術の免疫療法で
がん治療の未来を切り拓く。

従業員の退職金準備は

東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続きで加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

- この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
- ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>